

第 6610 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月28日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

Q：令和3年の税制改正ではカーボンニュートラルに向けた投資促進税制が創設されるようですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

令和3年の税制改正では、温室効果ガスの排出をゼロにすることを後押しするカーボンニュートラルに向けた投資促進税制が創設されます。概要は、次のとおりです。

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画(仮称)について同法の認定を受けたものが、改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に、その中長期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%(温室効果ガスの削減に著しく資するものあつては10%)の税額控除の選択適用ができることとする。

ただし、税額控除における控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限とする。

なお、対象資産の取得価額の合計額のうちこの制度の対象となる金額は500億円を限度とする。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】